

説明資料

平成 23 年 6 月 29 日

金融庁総務企画局企画課保険企画室

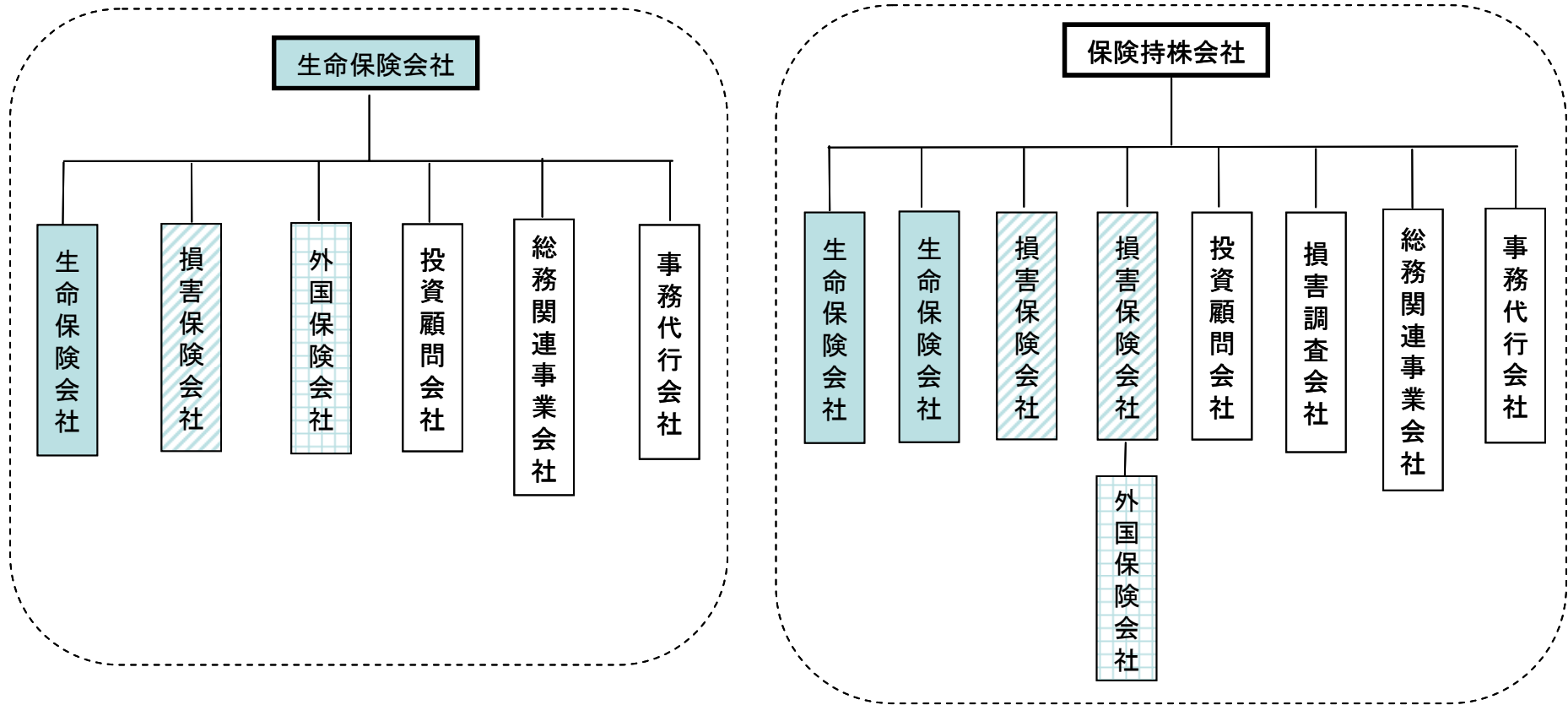
1. 保険会社のグループ経営に係る最近の主な制度改正

- 平成7年度 ○生保の損保子会社、損保の生保子会社の保有の解禁
○保険会社による生損間を含む他の保険会社の保険業の業務の代理・事務の代行（業務代理等）の解禁
- 平成9年度 ○保険持株会社の解禁
- 平成10年度 ○保険会社と銀行・証券の間の子会社方式による参入の解禁
○連結ベースのディスクロージャー制度の整備
- 平成13年度 ○子会社の従属業務と金融関連業務の兼営の解禁
- 平成15年度 ○資金の貸付け等他の金融業を行う者の業務代理等の解禁
- 平成16年度 ○保険会社による証券仲介業務の解禁
○信託専門会社の子会社化の解禁
- 平成17年度 ○保険会社本体における銀行代理業の解禁
- 平成20年度 ○保険会社本体における排出権取引の解禁
○保険会社の子会社におけるイスラム金融の解禁
○保険会社の取締役等と特定関係者である銀行、金融商品取引業者等の役職員との兼職規制の撤廃
○利益相反管理体制の構築（保険会社グループによる適正な情報管理と適切な内部管理体制の整備を実施）
- 平成22年度 ○連結財務健全性基準の導入
- 平成23年度 ○保険会社本体におけるファイナンス・リース取引の解禁※
○グループ内の他の保険会社等金融機関の業務代理等を認可制から届出制に変更※※

(注) ①関係法律の改正年度別に記載。②平成7年度の事項は保険業法の全面改正によるもの。
③平成23年度の事項の施行は法律の公布（23年5月25日）から※1年以内、※※6か月以内。

2. グループ経営について

[グループ組織のイメージ]



[グループ経営の目的] ※経営統合時の各社の説明の例

- ・事業基盤の強化、収益の拡大
- ・経営統合によるシナジー効果の発揮
- ・事業の効率化の推進

3. 保険会社による外国保険会社の買収等に係る規制の概要等について

①保険会社の子会社の業務範囲

保険会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としてはならない。(保険業法第 106 条)

1. 保険会社、少額短期保険業者
2. 銀行、長期信用銀行
3. 資金移動専門会社
4. 証券専門会社、証券仲介専門会社
5. 信託専門会社
6. 保険業を行う外国の会社
7. 銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を行う外国の会社、信託業を営む外国の会社
8. 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社
9. 新規事業分野開拓会社（ベンチャー・ビジネス企業）等
10. 1～9のみを子会社とする持株会社

(参考) 保険業法第 2 条

12 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

②保険会社・保険会社グループの業務範囲に関するこれまでの議論

○ 「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日 保険審議会答申)

第2章 保険事業の在り方について

(4) 生損保兼営

ロ. 兼営の方式

(イ) 生損保兼営の方式としては、(i) 明確なリスク遮断が可能であること、(ii) それぞれの事業、商品の特性に応じた募集体制、監督面での差異に段階的に対応しつつ、相互乗入れを行うことができること、(iii) 諸外国でも子会社・持株会社を通じた兼営が一般的であること等から、子会社方式を主体とすることが適当である。

○ 「保険業の在り方の見直しについて—金融システム改革の一環として」(平成9年6月13日 保険審議会報告)

第2章 各論

II. 業態間の参入促進

2. 参入の方法

- (1) 保険会社と金融他業態との間の参入の方式については、①本体での参入には、リスク管理、利益相反行為による弊害の防止、事業の健全性維持、競争条件の公平性等の面で問題が多いこと、②金融制度改革における銀行等・信託銀行と証券会社との相互参入は業態別子会社方式で行われていることから、基本的にはリスク遮断、利益相反行為による弊害の防止等の面で優れている業態別子会社方式によることが適当である。
- (2) 参入に当たっては、認可により適格性を判断したうえで認めるとともに、影響力を行使した販売等、参入に伴って発生する弊害の防止に十分留意する必要がある、銀行・信託・証券間の措置も参考にして、例えば、役員の兼任禁止、アームズ・レングス・ルール、抱き合わせ販売の禁止といった実効性ある弊害防止措置を講ずる必要がある。また、弊害防止措置については、その遵守のために必要な監督を行うとともに、必要に応じ見直しを行うことにより、常に実効性を確保していく必要がある。(以下略)

○ 「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」（平成12年12月21日 金融審議会第一部会報告）

4. 銀行業等における新たなビジネス・モデルと規制緩和

(1) 新しい時代における銀行等の業務の考え方

① 銀行及び銀行子会社の業務範囲等については、平成10年のいわゆる金融システム改革法において、銀行等による投資信託販売の導入や子会社の範囲そのものの拡大が行われるなど、経済社会の変化に応じて柔軟な対応が図られてきており、今後とも、利用者ニーズの多様化や他業禁止の趣旨などを勘案しつつ、規制の今日的意義に照らし不断の見直しを行うことが適当である。（以下略）

(2) 金融取引のIT化の促進と個人情報保護

（略）

なお、業務範囲や顧客保護の観点から検討すべき論点における検討結果は、保険会社についても、ほぼ同様に妥当するものと考えられる。

○ 「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」（平成19年12月18日 金融審議会金融分科会第二部会報告）

I. 銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方

1. 基本的な考え方

銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大を検討するに当たっては、銀行・保険会社本体の経営の健全性確保が強く求められるものと考えられる。

実際に、個別の業務を銀行・保険会社グループに認めるか否かについては、当該業務が銀行・保険会社本体の経営の健全性に及ぼす影響を踏まえつつ、利用者利便の向上、銀行・保険会社グループ全体としての経営の効率化、国際競争力の確保等を勘案した上で、きめ細かく判断していくことが適当である。

その際、個別の業務を、銀行・保険会社本体、子会社、兄弟会社のいずれに認めるかについては、他業禁止の趣旨を踏まえつつ、

- ・ 当該業務と銀行・保険会社の本来的業務との機能的な親近性
- ・ 当該業務のリスクと既に銀行・保険会社が負っているリスクとの同質性
- ・ 銀行・保険会社本体へのリスク波及の程度

等を勘案して決定すべきものと考えられる。

○ 「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(平成22年12月24日 金融庁)

I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給

3. 機動的な資金供給等

(7) 保険会社におけるグループ経営の円滑を図る制度整備(業務の代理・事務の代行に係る手続負担の軽減)

保険会社のグループ内における経営資源の有効活用や顧客の利便性向上を図る観点から、保険会社による他の保険会社等の業務の代理又は事務の代行が円滑に行われることが必要である。このため、現在認可制とされている保険会社による他の保険会社等の業務の代理又は事務の代行について、グループ内で行われるものを届出制とすることとし、関連法案の早急な国会提出を図る。

II. アジアと日本をつなぐ金融

2. 我が国金融機関のアジア域内での活動拡大

(3) 保険会社による海外不動産投資や外国保険会社買収等の障壁となる規制の見直し

保険会社が海外不動産投資を行う際、従属業務子会社のうち「保険会社のために投資を行う会社」については、議決権の総数を保有しなければならないとの規制があるため、他の投資家の共同出資が得られないケースがあり、保険会社の収益機会の拡大の支障となっているとの指摘がある。このような指摘にも鑑み、①当該保険会社の子会社であり(議決権の過半数保有)、②資金調達額の総額の50%以上が保険会社及びその100%子会社により供給されている場合にも、従属業務子会社として認めることとし、平成22年中を目途に、関連告示の改正を行う。

また、保険会社が外国の保険会社を子会社等とする場合の当該外国の保険会社の子会社等の業務範囲規制の在り方については、法改正を含めた必要な法制面での対応も併せて平成22年度に検討し、平成23年度以降に結論を得て必要な制度整備を実施する。

III. 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

(4) 保険会社における資産運用比率規制の撤廃

保険会社の資産運用に関しては、保有する資産の種類ごとに総資産額に一定の比率を乗じた額を上限とする規制があり、機動的な資産運用の妨げになっているとの指摘がある。このような指摘にも鑑み、保険会社の経営の健全性を確保しつつ、機動的な資産運用を可能とするため、資産運用比率規制を撤廃することとし、平成23年度中を目途に、関連内閣府令の改正を行う。

③保険会社による外国保険会社買収等の障壁となる規制の見直しについて

- 「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン ～新成長戦略の実現に向けて～」(平成 22 年 12 月 24 日 金融庁)

Ⅱ. アジアと日本とをつなぐ金融

2. 我が国金融機関のアジア域内での活動拡大

- (3) 保険会社による海外不動産投資や外国保険会社買収等の障壁となる規制の見直し

(中略)

また、保険会社が外国の保険会社を子会社等とする場合の当該外国の保険会社の子会社等の業務範囲規制の在り方については、法改正を含めた必要な法制面での対応も併せて平成 22 年度に検討し、平成 23 年度以降に結論を得て必要な制度整備を実施する。

- 「「国民の声」おかしなルールの見直し(国の規制・制度の改革)についての集中受付」(平成 22 年 9 月 10 日～10 月 14 日 内閣府)

提案の具体的内容

保険会社が海外の保険会社を買収する際、国内と海外の保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の差異から生じる競争条件の不平等及びそれによる買収機会の喪失を解消する観点から、海外の保険会社の子会社等には国内における保険会社の子会社等の業務範囲規制を非適用とする等の規制の見直しを行う。

④保険会社の本体及び子会社の業務範囲規制についての国際比較

	日本	米国(ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
本体	<ul style="list-style-type: none"> ・固有業務（保険の引受け、資産運用） ・付随業務（金融業に係る業務の代理又は事務の代行、債務の保証、有価証券の引受け又は募集等） ・法定他業（一定の有価証券関連業、社債等の募集・管理の受託業務等、保険金信託業務等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険事業 ・保険業に固有もしくは付随する業務（投資顧問業務、投資管理業務、投資相談業務、保険事業の運営に係る機能に関連する役務） ・上記以外で保険監督官が個別に認可した業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険事業 ・保険事業から直接的に派生する業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険事業 ・保険事業と直接関連する事業（デリバティブ取引、保険代理店事業等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険事業 ・銀行又は金融に係る関連行為（ただし、当該事業の保険会社の事業活動全体への影響が限定的である場合に限られる。）
子会社	<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社、少額短期保険業者 ・銀行、長期信用銀行 ・資金移動専門会社 ・証券専門会社、証券仲介専門会社 ・信託専門会社 ・保険業を行う外国の会社 ・銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を行う外国の会社、信託業を営む外国の会社 ・従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務範囲制限はなし。 ・子会社の保有継続が、親会社の保険契約者または加入者の利益に反すると認定した場合には、子会社の処分を命令することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務範囲制限はなし。 ・金融サービス機構は、保険会社に対し、条件又は制限を課すことができる。当該条件又は制限には、「事業活動の制限」等が含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務範囲制限はなし。 ・保険会社が他企業への参加権を保有することによって、保険契約の履行可能性にリスクが生じる場合には、連邦金融監督庁は当該保有を中断させることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務範囲制限はなし。 ・子会社の業務が、保険会社の支払能力に悪影響を及ぼすことが懸念された場合には、健全性監督機構は保険会社に対して、支払余力の適正化のために必要な手段（業務の制限を含む。）をとることが可能。

⑤保険業を行う外国の会社を子会社として有する保険会社

※買収により取得した保険会社を掲載。

【生命保険会社】

保険会社名	主な子会社（国名、取得年）
明治安田生命	パシフィック・ガーディアン （米国、1976年）
第一生命	第一生命ベトナム （ベトナム、2007年）
第一生命	タワー・オーストラリア （オーストラリア、2011年）

【損害保険会社】

保険会社名	主な子会社（国名、取得年）
三井住友海上	アヴィヴァ社（アジア損保事業部分） （イギリス、2004年）
三井住友海上	明台社 （台湾、2005年）
東京海上日動	ロイズキルン社 （イギリス、2008年）
東京海上日動	フィラデルフィア・コンソリデイティッド （米国、2008年）
損保ジャパン	テネット社 （シンガポール、2010年）
損保ジャパン	フィバ・シゴルタ （トルコ、2010年）

出典：各社のディスクロージャー誌等

4. 最近の主な規制改革要望等

○保険契約の包括移転関係

- －責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の一部移転

○子会社の業務範囲関係

- －従属業務子会社における収入依存度要件の緩和

○グループ会社への業務委託関係

- －保険募集における復代理等